

## 第6章 生活排水処理施設等の整備に関する事項

### 第1節 方針

水質の汚濁を防止するため、工場・事業場などからの排水については、水質汚濁防止法をはじめとする関連法や条例等に基づく規制、基準によって改善がなされてきました。

一方、生活排水については、公共下水道や浄化槽で処理されますが、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の場合、台所や風呂などからの排水（生活雑排水）については未処理で河川等に放流されてしまいます。本市では、平成27年度末で96,072人（市内総人口の約15%）の生活雑排水が未処理のまま放流されていることが課題となっています。

この課題に対処するため、本市では生活排水対策として最も有効となりうる公共下水道の整備を基本とし、公共下水道の未普及地域には、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

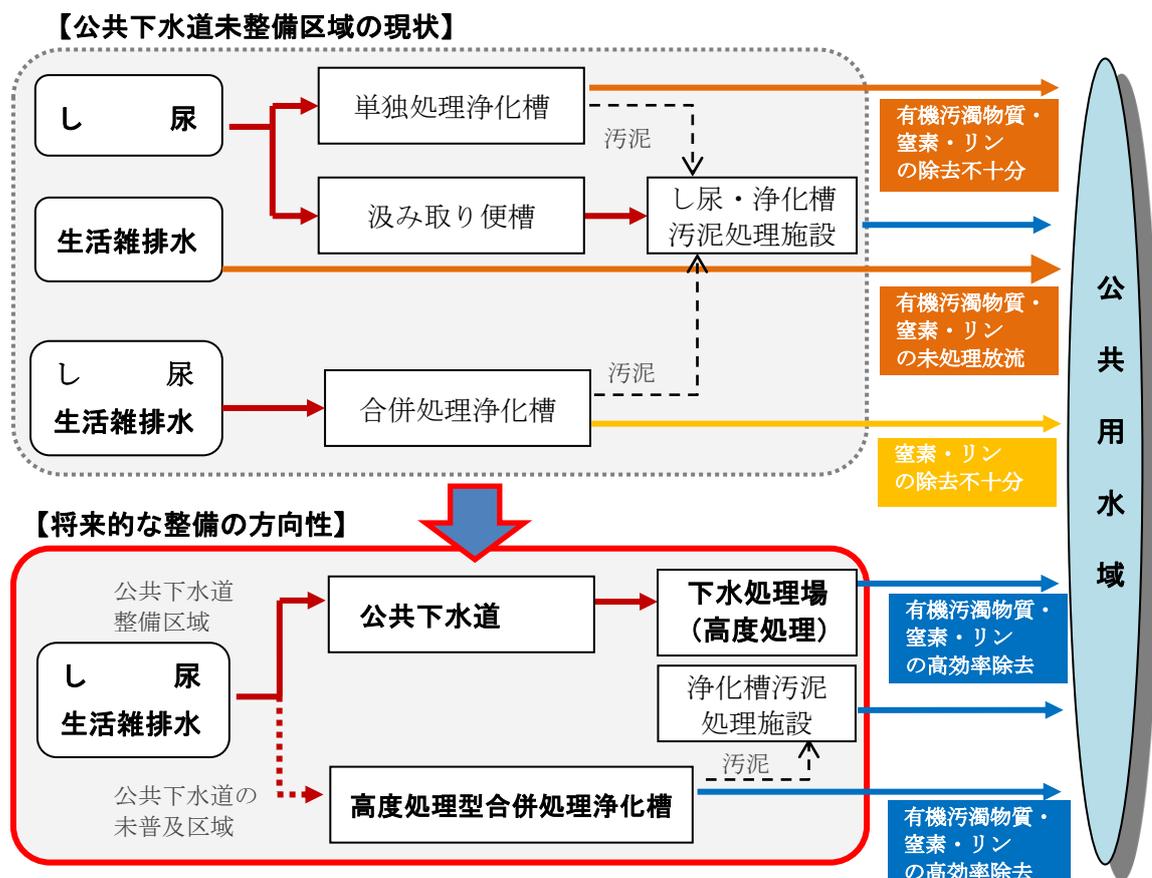


図 6-1-1 生活排水対策における将来的な整備の方向性

## 第2節 生活排水処理対策及び汚濁負荷削減の目標

### 1 生活排水処理目標

公共下水道の整備、接続の推進及び高度処理型合併処理浄化槽の設置及び汲み取り単独処理浄化槽からの高度処理型合併処理浄化槽への転換促進により、平成36年度までに生活排水処理率を96%以上にすることを目標とします。

表6-2-1に目標年次の平成36年度末における公共下水道の水洗化済人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口を示しました。

なお、平成36年度の総人口は人口ビジョン将来人口推計結果を採用しました。

#### 【生活排水処理目標】

平成36年度（2024年）までに、総人口に対する生活排水処理率を96%以上にすることを目指します。

表6-2-1 生活排水処理施設等の処理人口及び生活排水処理率

項 目		現 況	目 標
		平成27年度	平成36年度
総人口		627,816	636,214
公共下水道	整備済人口	515,092	605,718
	水洗化済人口	437,632	588,758
合併処理浄化槽人口		94,112	21,677
<b>生活排水処理人口</b>		<b>531,744</b>	<b>610,435</b>
単独処理浄化槽人口		90,610	21,202
汲み取り人口		5,462	4,578
生活雑排水未処理人口		96,072	25,780
<b>達 成 率</b>		<b>85%</b>	<b>96%</b>

※生活排水処理人口とは公共下水道水洗化済人口と合併処理浄化槽人口の合計です。

## 2 汚濁負荷量削減目標

生活排水処理施設の整備による効果と家庭での生活排水対策の啓発等による効果から平成 27 年度の現況に対して目標年度の平成 36 年度までに、水質項目ごとの削減量を目標とします。

### 【汚濁負荷量の削減目標】

平成 36 年度（2024 年）までに、生活系からの汚濁負荷量を以下のとおり減らすことを目指します。

表 6-2-2 汚濁負荷量の目標値

単位：kg/日

	BOD	COD	全窒素	全リン
H27年度 負荷量	2,996	2,495	1,024	140
H36年度 負荷量	704	589	246	33.5
汚濁負荷の削減量	2,292	1,906	778	106.5
生活排水処理施設の整備による削減量	2,083	1,872	749	106
家庭での生活排水対策による削減量	209	34	29	0.5

家庭での生活排水対策による削減量は、第 1 次計画及び「生活雑排水対策推進指導指針（環境庁監修）」から台所でのろ紙袋利用等による除去率から算出しました。なお、ろ紙袋の普及率は 100%と仮定しました。

家庭での生活排水対策による削減量

$$= \text{生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口＋汲み取り人口）} \times \text{原単位} \times \text{除去率}$$

表 6-2-3 家庭での生活排水対策の実践による負荷削減効果

項目	BOD	COD	全窒素	全リン
除去率(%)	25	7	21.5	4.1

### 第3節 公共下水道の整備と普及

#### 1 公共下水道の普及促進

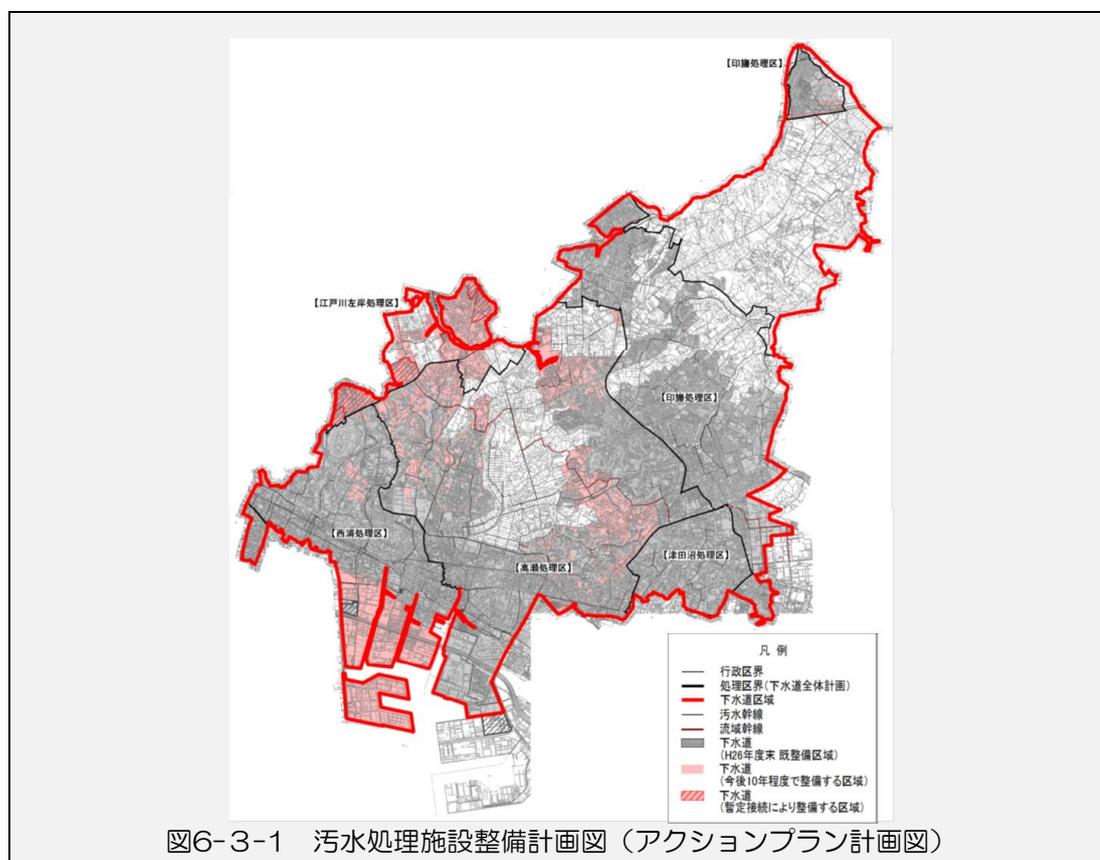
本市の汚水処理施設の整備は千葉県が策定する「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づいています。本市では経済的比較を基本に総合的判断をした結果、市街化調整区域も含めたほぼ全域を公共下水道による整備区域に設定しています。また、汚水処理施設の早期概成を目指し、平成27年度に汚水処理施設整備計画（アクションプラン）を策定しました。この計画では平成36年度までに市街化区域の下水道整備概成を目標としています。

公共下水道が整備されると供用開始から3年以内に水洗トイレに改造、又は浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道に接続する必要がある、整備された地域に対しては早期に接続するよう啓発していきます。

表6-3-1 公共下水道整備の将来計画

	平成27年度末	平成36年度
整備面積 (ha)	4,388	5,587
整備済人口/計画区域内人口 (人)	515,092/627,816	605,718/636,000
下水道人口普及率(%)	82.0	95.2

資料：汚水処理施設整備計画図（アクションプラン計画図）



## 2 水洗便所化改造工事資金貸付制度の周知

公共下水道処理区域内で、公共下水道への接続の促進を図るため、工事資金を無利子で貸し付ける制度の周知を図ります。

表6-3-2 貸付制度の概要

貸付の対象	貸付額	償還方法	利息
くみ取り便所を水洗便所に改造する場合、1便槽につき	50万円以内	40か月均等分割	なし
既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合、1基につき	35万円以内	同上	なし
分流区域の既設の排水設備で誤接続された構造のものを改築する場合、排水設備一式につき	30万円以内	同上	なし

資料：ふなばしの下水道概要（平成27年度）

## 3 下水処理場における高度処理

公共下水道によって集められた汚水は下水処理場で処理され、河川や海域に放流されます。その処理過程において富栄養化の防止を図るため、浄化槽と同様に下水処理場においても窒素・リンの除去対策を行う必要があり、本市の西浦下水処理場、高瀬下水処理場では高度処理を導入し窒素・リン除去に努めています。

また、公共用水域の水質改善に寄与するため、砂ろ過等のさらなる高度処理についても設置の検討をしていきます。

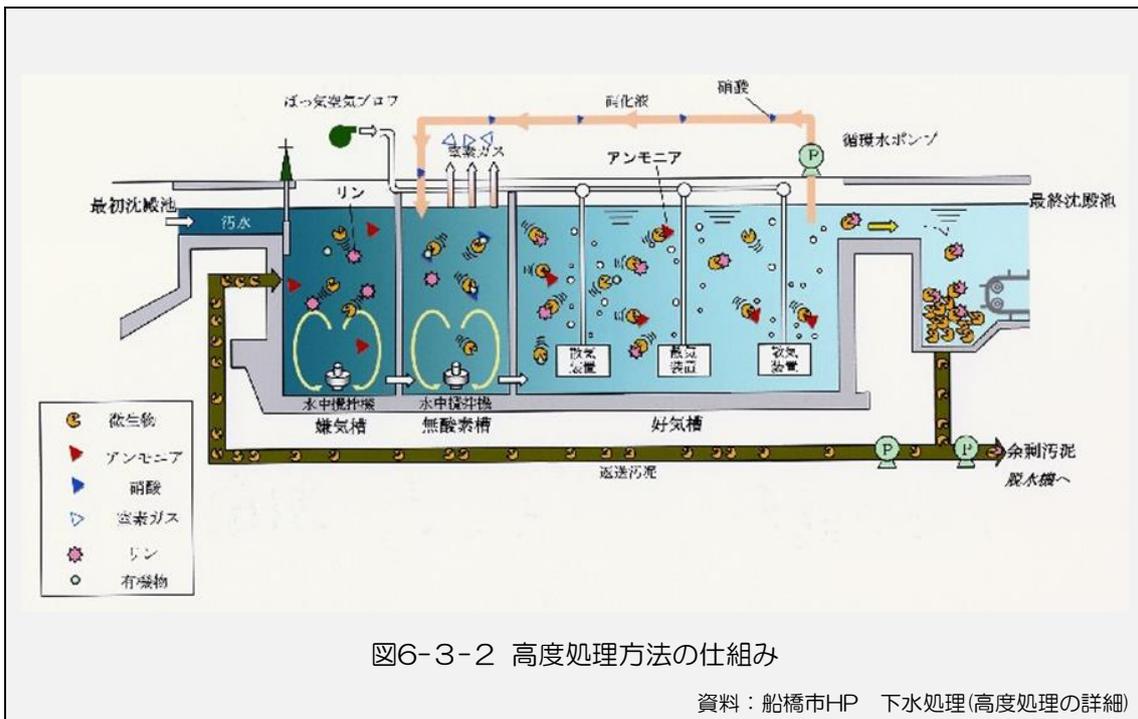


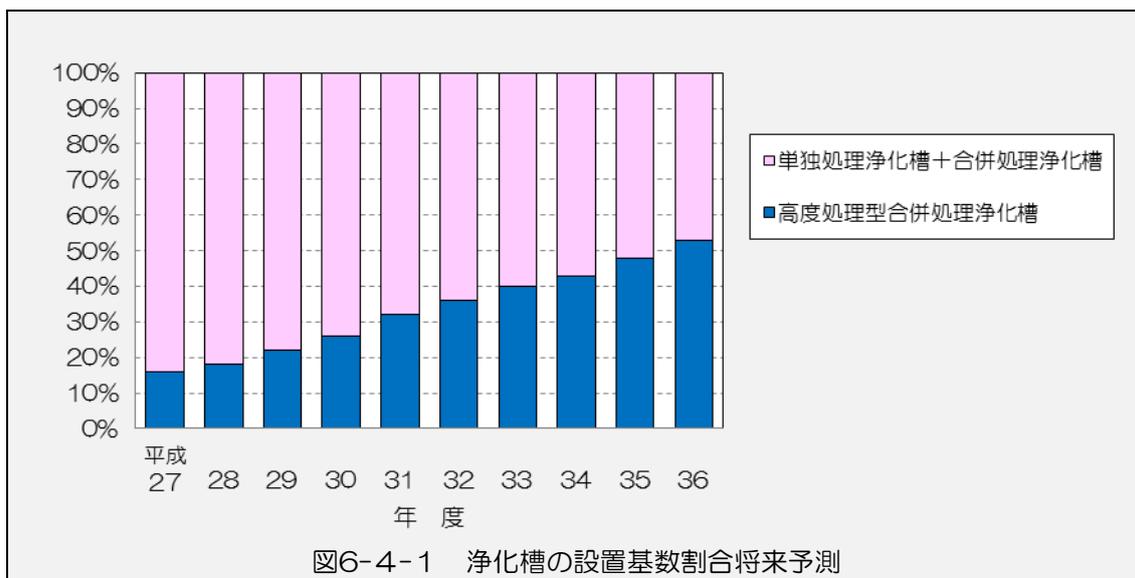
図6-3-2 高度処理方法の仕組み

資料：船橋市HP 下水処理(高度処理の詳細)

#### 第4節 高度処理型合併処理浄化槽の普及

公共下水道の未普及地域では、高度処理型合併処理浄化槽の普及が重要となります。

指標として、高度処理型合併処理浄化槽の普及率を現在の16%から50%以上にすることとし取組みを進めていきます。予測普及率を図6-4-1に示します。



#### 1 高度処理型合併処理浄化槽の普及へむけた取組み

##### (1) 下水道普及の未普及地域での高度処理型合併処理浄化槽の設置促進

宅地分譲や共同住宅など新築で浄化槽を導入する場合、窒素・リンが除去できる高度処理型合併処理浄化槽を基本に普及促進を図ります。

既存住宅であっても、単独処理浄化槽、汲み取り便槽のほか、富栄養化対策効果の低い合併処理浄化槽については、窒素・リンが除去できる高度処理型合併処理浄化槽への転換を進めます。

##### (2) 高度処理型合併処理浄化槽設置補助事業の推進

国、県の交付金・補助金制度を活用し、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図るため転換設置する場合の補助事業を推進します。

表6-4-1 高度処理型合併処理浄化槽の転換設置による補助金額

区分	人槽	限度額
基準額	5人槽	354,000円
	6人槽~10人槽	387,000円
上乗せ額	既存住宅の建て替え以外による単独処理浄化槽または、くみ取り便槽の撤去費用の補助として、上記に90,000円を限度に加算。	

資料：平成28年度船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金について

### (3) 浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽を常に良好な状態に保つために、浄化槽法で定められた定期的な保守点検、清掃及び法定検査の受検の3つの義務の順守を促進します。特に保守点検業者を窓口とし個々との契約・手続きの煩わしさが解消される一括契約を推進します。

また、水質汚濁防止法の届出に係る浄化槽については、定期的な立入検査を行い維持管理の状況を確認します。

